

# 下有知ふれあいセンター利用要領

## 1. 利用者の心構え

下有知ふれあいセンター（以下「センター」という。）を利用する者は、お互いが仲良く譲り合い、施設や環境を大切に作る心で利用する。

## 2. 休館日

センターの休館日は、次の通りとする。但し、しもうちふれあいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）会長（以下「会長」という。）が関市長（以下「市長」という。）と協議して必要と認める場合は、これを変更し、臨時に休館日に行うことができる。

(1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

(2) 国民の祝日の翌日（当該休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

## 3. 利用時間

センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

## 4. 利用料金

(1) センターの利用料金は、次の通りとする。但し、会議室・和室については、1室の利用料金とする。

利用時間 区分	午 前	午 後		午前・午後	午後・夜間	全 日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
会議室	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円
和室	150円	200円	200円	350円	400円	550円
調理室	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円
冷暖房施設	1時間につき420円（コイン式の場合は30分毎に200円を投入）					
その他施設	下有知ふれあいセンターの利用内規に基づく					

(2) やむを得ない理由により、使用時間外の時間に使用する場合は、次の通りとする

区 分	会議室	和室	調理室
延長料金（30分）	90円	30円	90円

(3) 使用者が入場料を徴収する場合又は営利目的で使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

## 5. 利用料金の免除

利用料金を免除する場合は、次の通りとする。

- (1) 関市（行政）が主催、共催及び後援する事業に利用するとき。但し、冷暖房・その他施設の利用については、この限りではない。
- (2) 協議会又は協議会を構成する団体等が主催、共催及び後援する事業に利用するとき。但し、冷暖房・その他施設の利用については、この限りではない。
- (3) その他会長が市長と協議して必要と認めたとき。

## 6. 受付及び承認

センターの利用に関する受付及び承認方法は、次の通りとする。但し、会長が市長と協議して必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 申込の受付場所は、センターの窓口とする。「利用許可証」に記入し申請する。
- (2) 申込の受付日は、利用月並びに利用月の前の月に属する日とする。
- (3) 申込の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (4) 利用の優先順位は、原則として申込順とする。
- (5) 施設の継続利用は3日以内とする。
- (6) 利用を承認した場合は、速やかに利用許可証を交付する。

## 7. 施設の利用

センターの利用は次の通りとする。

### 【昼間利用の場合】

- (1) センターの受付窓口に利用許可証を提示して入室する。
- (2) センターの機器や用具を利用する場合は、事務員に申し出て許可を受ける。
- (3) 利用終了時には、整理整頓（器具、備品は元に戻す）及び戸締まり、消灯と換気扇のスイッチを確認後退出する。

### 【夜間利用の場合】

- (1) 原則利用日の当日、休館日等で止むを得ない場合には前2営業日以内に、センターの受付窓口にて鍵を受け取り、「入館・退館の仕方」に順じて利用する
- (2) 利用終了時には、整理整頓（器具、備品は元に戻す）及び戸締まり、消灯と換気扇のスイッチ切りを確認する。
- (3) 鍵を他人に貸与したり紛失しないようにし、利用後は速やかに返却する。

### 【一時入館の場合】

- (1) 児童室や図書室の貸与・返却等で利用する場合は、入館者名簿に記入し許可を受ける。
- (2) 乳幼児が児童室を利用する場合は、保護者又は同等の責任の持てる成人が同伴する。

## 8. 利用上の注意

利用者は、次の事項を守り違反した場合は、利用の中止又は利用の制限をすることがある。

### (1) 注意事項

- ① 利用時間を厳守すること。
- ② センター内は全て禁煙とし、火気を使用しないこと。
- ③ ゴミ等は、利用者で処分し持ち帰ること。
- ④ 承認を受けた目的以外の利用や利用の権利を譲渡、転貸しないこと。
- ⑤ 利用の取消しは、センターの受付に速やかに申し出て、利用許可証を返却すること。

### (2) 制限事項

- ① 宗教活動をしなないこと。
- ② 許可を受けないで、物品の販売、金品の寄付、募集等の行為をしなないこと。
- ③ 会合以外は館内での飲食をしなないこと。
- ④ 秩序又は風俗を乱す恐れのある行為をしなないこと。
- ⑤ 施設を汚損したり、毀損する恐れのある行為をしなないこと。
- ⑥ 多くの利用者に、危害や迷惑を及ぼす行為をしなないこと。
- ⑦ その他、センターの管理上支障があると思われる行為をしなないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団員と関係を有しなないこと。
- ⑨ 施設を暴力団活動に利用したり、暴力団活動を助成したりする恐れがないこと。

## 9. 損害の賠償

利用者の不注意により、建物や設備その他器具を滅失又は毀損したときは、現状に復すか損害を賠償するものとする。

## 10. その他

この要領に定めるものの他、センターの管理運営に関して必要な事項は別に定める。

**附則** この利用要領は平成16年4月1日から施行する。

平成25年5月1日	一部改正
平成26年5月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正